

静岡県告示第632号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年10月4日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月4日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	沼津土肥線	沼津市西浦木負字外浜396番の1から	前	24.0~34.0	17.4
		沼津市西浦木負字外浜395番まで	後	25.8~34.9	17.4

=====

静岡県告示第633号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年10月4日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月4日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	一色久沢線	富士市久沢字出口780番の4から	前	7.6~12.3	31.0
		富士市久沢字出口741番の1まで	後	7.6~14.3	31.0